

タイトル	民事判例研究 請負人の請負代金債権の回収方法の期待と第三者による債権侵害（最高裁令和5年10月23日第一小法廷判決）
著者	大滝，哲祐； OHTAKI, Tetsuhiro
引用	北海学園大学法学研究，60(4)：73-83
発行日	2025-03-30

判例研究

請負人の請負代金債権の回収方法の期待と第三者による債権侵害

最高裁令和5年10月23日第一小法廷判決、令和3年（受）第2001号、損害賠償請求事件、破棄自判、裁判集民事270号191頁、裁判所時報1826号53頁、判例時報2592号53頁、判例タイムズ1519号169頁、金融法務事情2234号52頁

大 滝 哲 祐

I. 事実の概要

Aは、土地（以下「本件敷地」という）にマンションを建築して分譲販売することを計画し、平成26年、本件敷地を合計6100万円で購入した上、平成27年6月、X（原告、被控訴人、被上告人）との間で、Aを注文者、Xを請負人として、本件敷地にマンション（以下「本件マンション」という）を建築する旨の請負契約（以下「本件契約」という）を締結した。本件契約における請負代金（以下「本件代金」といい、本件代金に係る債権を「本件債権」という）は、10億1500万円とされ、その支払時期および支払額は、契約後（同年7月末日）に5000万円、上棟時（平成28年6月末日）に1億5000万円、完了時（同年11月末日）に8億1500万円とされた。

Xは、Aから、本件代金のうち、平成27年8月までに5000万円の支払を受けたが、上棟時に支払われるべき1億5000万円の支払を受けることができなかったため、平成28年7月、本件敷地について、極度額を6000万円、債権の範囲を請負取引、債務者をA、根抵当権者をXとする根抵当権の設定を受け、その旨の登記がされた。なお、その根抵当権は、本件敷地の交換価値の全部を把握するものであった。

Xは、Aから、本件代金について、平成29年2月15日までに遅延損害金を除いて合計6017万円余の支払を受けるにとどまった。そこで、Xは、同日、本件契約に係る建築工事（以下「本件工事」という）を中

止し、また、同月17日、本件マンションを自己の占有下に置き、Aの関係者が本件マンションに立ち入ることを禁じた上、Aに対して単独で本件マンションを分譲販売することを止めるように申し入れ、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権の回収を図ることとした。Xが本件工事を中止した時点における本件工事の出来高は、本件工事全体の99%を超えていた。

他方、Aは、その頃、本件マンションを分譲販売するのではなく、本件マンション1棟を販売することを計画し、有限会社Y1（被告、控訴人、原告人）の代表取締役Y2から買主の紹介を受けるなどしていた。

Xの代理人であった弁護士らは、平成29年3月、本件マンションの販売状況等について確認するため、Aの代表取締役らと面談したが、Aの対応が信頼に足りるものではないと判断した。Aは、Xに対し、本件マンションの引渡しを受けて引き続き分譲販売させてほしい旨を要望したが、Xは、これに応じず、Aについて破産手続開始の申立てをする旨の方針を決めた。

Y1は、平成29年4月2日、Aから本件敷地を譲り受けた（以下「本件行為」という）。本件敷地について、AからY1に対し、売買を原因とする所有権移転登記がされたが、Y1は、Aに本件敷地の対価を支払っていない。

Xは、平成29年4月18日、Aについて破産手続開始の申立てをし、同年6月2日、その申立てに基づき、破産手続開始の決定がされた。

Aの破産管財人は、平成29年9月、本件行為が破産法160条3項所定の無償行為に該当することを理由として、本件敷地についてY1に破産法による否認の登記手続を求める訴えを提起し、令和1年9月、破産管財人の請求を認容する旨の判決が確定した。

そこで、Xが、Y1がAからマンションの敷地を譲り受けた行為がXのAに対する請負代金債権および本件マンションの所有権を違法に侵害する行為に当たると主張して、Y1に対しては、不法行為に基づき、その代表取締役であるY2に対しては、主位的に不法行為、予備的に会社法429条1項に基づき、Xの損害の一部である1億円および遅延損害金の連帯支払を求めて提訴した。

原審は、本件行為の当時、Aには、本件マンションを販売することによって得られる金員をもって支払うほかに、本件代金を支払う手段はなかったものであり、Xは、自ら本件マンションを分譲販売する方法によつ

て本件債権の回収を図ることとしていたのであるから、このような方法によって本件債権を回収するという X の利益は、事実上の期待にとどまらず、不法行為法上の法的保護に値する利益となっていたというべきである。これに加えて、Y らは、X が本件債権の回収を円滑に進めるためには本件マンションを本件敷地と共に分譲販売するほかない状況にあることを知りながら、あえて経済的合理性のない本件行為を行って本件債権の回収を妨害したのであるから、本件行為は、X の上記の債権回収の利益を侵害するものとして本件債権を違法に侵害する行為に当たると判示して、X の Y らに対する不法行為に基づく損害賠償請求を認めた。Y らが上告受理申立て。

II. 判旨

破棄自判

「本件行為の当時、X は、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権の回収を図ることとしていたが、本件敷地については A が所有しており、また、X において、将来、本件敷地の所有権その他の敷地利用権を取得する見込みがあったという事情もうかがわれないから、X が自ら本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売するためには、A の協力を得る必要があった。しかるに、A は、X の意向とは異なり、X から本件マンションの引渡しを受けて自らこれを分譲販売することを要望していたというのであるから、X において A から上記の協力を得ることは困難な状況にあったというべきである。これらの事情に照らすと、本件行為の当時、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権を回収するという X の利益は、単なる主観的な期待にすぎないものといわざるを得ず、法的保護に値するものとなっていたということではできない。

以上によれば、本件行為は、上記利益を侵害するものとして本件債権を違法に侵害する行為に当たるといえることはできない。

これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、前記事実関係...に説示したところに照らせば、本件行為は、X の権利又は法律上保護される利益を侵害するもので

はなく、XのYらに対する請求は、いずれも理由がないことが明らかであるから、第1審判決中Yらに関する部分を取り消し、上記請求をいずれも棄却すべきである。」

なお、岡正晶裁判官、堺徹裁判官の各反対意見がある。

Ⅲ. 参照条文

民法709条、民法719条、会社法429条1項、破産法160条3項

Ⅳ. 本判決の意義

本件は、Y1がAから本件マンションの敷地の譲り受けた行為が、XのAに対する請負代金債権を違法に侵害し、第三者による債権侵害として民法709条の不法行為が成立するかが問題となった。第1審、原審は不法行為の成立を認めたが、本判決は、本件の事情の下では、Xの請負代金債権の回収方法の期待は、法的保護に値する利益には至っていないとして、不法行為の成立を認めず、Xの訴えを退けた。本件は、最終的に第三者による債権侵害として不法行為の成立を認めなかったが、3対2の僅差での判決であったことから、法律上の保護に値する利益を具体的に判断して、第三者による債権侵害を認めなかった限界事例として、実務上参考になると考えられる。

Ⅴ. 研究

1. 判例

本件では、本件行為が第三者による債権侵害として不法行為が成立するか否かが問題となった。

第三者による債権侵害が不法行為となるかについては、判例は、立木の売買上の債権の侵害による不法行為の成否が争われた事案で、およそ権利たるものは、他人をしてその権利を侵害させないという対世的効力を有しており、その効力は物権であるか債権であるかにより区別する理由はないとして、債権の不可侵性という観点から不法行為責任の成立を認めて以来、肯定している¹。

最高裁の判例では、甲の乙に対する手形金債権を担保する目的で、乙が丙に対する請負代金債権の代理受領を甲に委任し、丙が甲に対し右代理受領を承認しながら、請求代金を乙に支払ったため、甲が手形金債権の満足を受けられなくなった場合において、丙がその承認の際担保の事実を知っていたなどの事情があるときは、丙は、甲に対し過失による不法行為を負うと判示したものと²と、「担保権の目的物が債務者又は第三者の行為により全部滅失し又はその効用を失うに至つた場合には、他に保証人等の人的担保があつて、これを実行することにより債権の満足を得ることが可能であるとしても、かかる場合、債権者としては、特段の事情のない限り、どの担保権から債権の満足を得ることも自由であるから、そのうちの一個の担保が失われたことによりその担保権から債権の満足を受けられなくなつたこと自体を損害として把握することができ、他に保証人等の人的担保が設定され、債権者がその履行請求権を有することは、…損害発生の障害となるものではないと解するのが相当である」として不法行為の成立を認めたものがある³。

また、下級審の判例では、虚偽の債権の届出により不動産競売手続において不当に配当を受領したことが不動産所有者の一般債権者に対する不法行為に当たるかが争われた事案で、「執行裁判所は、配当期日において、執行事件記録及び各債権者が提出した計算書に基づいて配当表を作成し（もっとも、債権額等について疑いがあるときは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、並びに即時に取り調べるのできる書証の取調べをすることができる（民事執行法 85 条 3 項）。）、かつ、その配当表に記載した各債権者の債権額又は配当の額について、出頭した債権者及び債務者（又は所有者）から異議の申出がなかったときは、その配当表に従つて配当を実施するのであり、被告（及び甲野）の…行為は、このような配当手続の仕組みを悪用するものといわざるを得ず、違法性が強度で社会的に許容し得ないというべきである」と判示して不法行為を肯定したものと⁴、銀行が顧客に債務超過の状態にある建設業者を紹介し、顧客が請負業者の預金口座に振り込んだ代金の一部を銀行の貸金債権に充当し

¹ 大判大 4・3・10 刑録 21 輯 279 頁。

² 最判昭 44・3・4 民集 23 卷 3 号 561 頁。

³ 最判昭 61・11・20 判時 1291 号 63 頁。

⁴ 東京地判平 6・1・31 判時 1514 号 103 頁。

た行為が自由競争の範囲を逸脱して不法行為に該当するとしたもの⁵、債務者に払い下げられることが確実となった土地について第三者が債務者と通謀して債務者に代わって払下げを受けた場合において第三者の債権者に対する不法行為に基づく損害賠償責任が認められたもの⁶や、Xが、Aを通じてしたYの提供する電子書籍定額配信サービスにおけるXの電子書籍の配信の申請をYから拒絶されたことにより、電子書籍の配信に関するXのAに対する債権を侵害されたとして不法行為による損害賠償を請求したが、そのような債権が認められないとして請求を棄却したもの⁷、などがある。

2. 学説

第三者による債権侵害⁸は、従来通説によれば、①債権の帰属自体を侵害した場合、②債権の目的たる給付を侵害して、債権を消滅させる場合、③債権の目的たる給付を侵害するが債権が消滅しない場合、とされる⁹。そして、これらの場合に客観的要件として債権侵害行為が違法性を有するのは、被侵害利益と侵害行為の態様を相関的に考察して判断すべきであり、侵害行為の違法性が特に強い場合であるという¹⁰。主観的要件としての故意・過失につき、債権侵害として不法行為が成立する要件として、①と②については通常過失と違法性で足りるとするが、③については故意と強度の違法性が必要だとする。そして、故意について次のように述べる。「その故意は、単に債権の存在とその侵害される事実を知るだけでなく、債務者を教唆するか少なくとも債務者との通謀を要する。けだし、債権者として当該債務者に対して正当にもつき信

⁵ 東京地判平7・2・23判タ891号208頁

⁶ 東京地判平13・6・25金商1152号42頁。

⁷ 東京地判令2・3・30判タ1482号223頁。

⁸ 第三者による債権侵害に関する文献については、新美育文「第三者による債権侵害」星野英一編集代表『民法講座4』（有斐閣、1985年）447頁以下、吉田邦彦『債権侵害論再考』（有斐閣、1991年）、潮見佳男「債権侵害（契約侵害）」山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座2 権利侵害と被侵害利益』（日本評論社、1998年）249頁以下などがある。

⁹ 我妻栄『新訂 債権総論（民法講義IV）』（オンデマンド版）（岩波書店、2019年（初版は1964年））77～78頁。

¹⁰ 我妻・前掲（脚注9）78～79頁。

頼が、その第三者の積極的な関与によって裏切られることを必要とする。そうでない限りは、債権者は、当該債務者の不信を問うことで満足すべきである。」という¹¹。このように、ここでの故意は、債務者への教唆や債務者との通謀を含むとされる。

近年では、従来通説の主観的要件や客観的要件に対して、不法行為の成立が制限され、比較法的に疑問であり、むしろ契約関係の保護という観点に立てば、第三者による債権侵害に対する不法行為による保護はもっと拡大すべきであるという批判がある¹²。そして、新たな要件や類型化を志向して、二重譲渡、従業員の引抜きや責任財産の減少を問題としている¹³。

3. 検討

(1) 本判決の判断基準

本判決では、AのY1への本件行為がXの期待する請負代金債権の回収方法を侵害したとして、第三者による債権侵害として不法行為となるかが争われたが、法的保護に値する利益に至っていないとして否定した。原審や反対意見と異なり、Xの期待がそのような利益に至らなかったとした法定意見の判断基準は、①Xが自ら本件マンションを分譲販売することにより本件債権の回収を図ることは、本件敷地はAが所有しており、また、Xが将来本件敷地の所有権その他の敷地利用権を取得する見込みがあったという事情もうかがわれないこと、②Xが自ら本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売するためには、Aの協力を得る必要があったが、Aは、自らこれを分譲販売することを要望しており、Aから協力を得ることは困難な状況にあったこと、の2点であった。

¹¹ 我妻・前掲（脚注9）77～78頁。

¹² 平井宜雄『債権総論』〔第2版〕（弘文堂1994年）118～119頁。

¹³ 例えば、第三者による債権侵害を、①債権の帰属分類型（故意・過失）、②債権の給付侵害型（㉞事実行為による侵害（㉟間接損害型（一体型は過失、それ以外は故意が必要）、㊱債務不履行誘発型（故意））、㊲契約介入による侵害（㊳二重譲渡型（故意・過失）、㊴引抜き型（(i)二重の雇用契約（故意・過失）、(ii)退職後の雇用（害意）））、③責任財産減少型（㊵事実行為（故意）、㊶法律行為（詐害行為取消権））と分類するものがある（内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』〔第4版〕（東京大学出版会、2020年）209～217頁）。なお、従来通説は、責任の財産の減少の場合は、③の問題としている（我妻・前掲（脚注9）81頁）。

これに対して、原審の判断基準は、① X 自身が本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権の回収を図るといふ利益は、事実上の期待にとどまらず、不法行為法上の法的保護に値する利益となっていたこと、② Y らは、このような X の本件債権の回収方法を知りながら、あえて経済的合理性のない本件行為を行って本件債権の回収を妨害したこと、の2点であった。

反対意見は2つあり、まず、岡裁判官は、X が本件行為までに本件マンションの所有権を取得していたと認められる蓋然性が高く、その場合、X は、所有物である本件マンションを本件敷地に係る敷地利用権付き区分所有建物として分譲販売する利益を有しており、この利益は、民法709条にいう法律上保護される利益と評価することが相当と考えられ、A と Y らには、本件マンションの所有者である X に対し、X が本件マンションを敷地利用権付きで分譲販売することに協力する義務、少なくとも本件敷地の所有権を正当な理由なく第三者に移転するなどして、その分譲販売を妨害しない義務を、信義則上の義務として負っていたと解することが相当であるとして、A と Y が共同で行った本件行為は、民法719条の共同不法行為に当たる可能性があるとした。

次に、堺裁判官は、平成30年7月、X は、破産管財人との間で、別件否認訴訟の結果、A が本件敷地の所有権を回復したときは、A が X に対し本件敷地等を6600万円で売却することなどを内容とする合意（以下「本件合意」という）に至り、A から本件敷地等を買受けることができたことを考慮して、X の考えていた本件債権を回収する方法の実現が確実であるとまでいうことはできなかったが、X が本件敷地の所有権を得て債権回収のために本件マンションを分譲販売する道筋を作ることは、「単なる主観的な期待」にはとどまらず、客観的にも期待できるものであり、また本件債権の回収方法について合意に至っていなかったとしても、信義誠実の原則（民法1条2項）に照らして、契約締結上の過失における交渉の相手方に対する信頼以上の法的保護が与えられるべきであり、A と Y らが行った本件行為は経済的合理性がなく、X の譲歩を引き出すことを専ら目的としており、X による破産手続開始申立て前にあえて本件行為に及ぶことは、およそ信義則上許されるべきものではないとして、本件債権の被侵害利益が不法行為上それほど強固なものでないとしても、本件行為の悪質性が高く違法性の要件を満たし、A と Y らに民法719条の共同不法行為が成立するとした。

法定意見は、Xの利益が法律上の保護に値する利益か否かという点から、不法行為の成立を判断しているのに対して、反対意見と原審判決は、Xの利益が法的保護に値する利益か否かと、Yらの違法性の強度を相関的に判断して、従来の判例・通説を判断基準として、不法行為の成否を導いている。

法定意見の判断基準①の本件敷地の所有権その他の敷地利用権を取得可能性については、本件行為時に、破産手続開始の申立てがなされていないことを考慮して本件敷地の所有権等の取得可能性を判断している。また、理論的には、請負人帰属説（大判明37・6・22民録10輯861頁）により本件マンションが所有権がXに帰属したとしても、Aの協力なしに本件敷地の利用権や本件マンションの分譲販売まで認めることは困難であると考えられよう¹⁴。これに対して、反対意見と原審は、本件行為後の本件合意を加味して、本件敷地の所有権等の取得可能性があるとしている。このように法定意見と反対意見および原審は、本件行為の当時、破産手続開始の申立てがなされていないことを考慮するか否かにより、結論に影響を及ぼしているといえる。しかし、最終的に不法行為の成否は、法定意見の判断基準②のAの協力の有無をどのように評価するかによる。

法定意見の判断基準②は、XのAの協力への期待は事実上の期待にとどまるとしたが、原審および反対意見は、Xには法的保護に値する利益があること、AにはXの債権回収方法に協力する信義則上の義務があること、本件行為には経済的合理性が認められないこと、を理由に不法行為の成立ないし成立可能性を認めた¹⁵。Aの本件行為の経済的合理性を考えると、本件マンションの販売方法について、Aが当初行っていた一括販売の方法では成果に乏しく、本件マンションの売買代金を支払

¹⁴ 請負人帰属説は、請負人の所有権を担保機能を営むための所有権であって、文字通りの所有権でないことを前提すれば（米倉明『担保法の研究（民法研究第2巻）』（新青出版、1997年）238～239頁）、Xに本件マンションの処分権能はなく、それによる本件債権の回収は、Aの協力が必要であると指摘するものがある（鳥山秦志「判批」法教521号121頁）。

¹⁵ この点、岡裁判官は、信義則上の義務は、本件マンションの所有権と本件敷地の所有権との関係から生じると捉え、堺裁判官は、契約責任に寄ったものと捉えていると分析するものがある（新堂明子「新・判例 Watch 民法（財産法）」262号（文献番号z18817009-00-0326222523）4頁）。

うことができず、さらに本件敷地に根抵当権が設定され、Xが本件マンションの建築工事の出来高が99%に達している状況であり、Xからの分譲販売の申し出があった翌月に、Aに本件マンションの買主を紹介していたYらに本件マンションの本件敷地を譲渡して、Yらから対価を得た事実がないことを考慮すると、AとYらの本件行為は経済的合理性を欠き、Xの債権回収方法に協力する信義則上の注意義務に違反すると評価でき、Xの本件マンションの分譲販売の期待は、事実上の期待にとどまらず、法的保護に値する利益が認められる余地があったと考えられる¹⁶。そして、AとYらの本件行為は、破産手続き前にXから譲歩を引き出すために行っただけであり、これも経済的合理性を欠くと言わざるを得ず、故意かつ強度の違法性が認められる余地もあったと考えられる¹⁷。また、判例・通説である請負人帰属説の立場からも、Xに本件マンションの所有権が帰属する実質は、本件マンションの売買代金の担保であると考えれば、本件行為は、その担保を侵害する行為として、第三者による債権侵害を肯定する余地があるように考えられる。さらに、担保の侵害による債権侵害を認めた最高裁や下級審の判決からも肯定できる

¹⁶ 堺裁判官は、本件におけるXA間の本件債権回収方法の交渉について、本件債権の回収方法について格別の合意に至っていないとしても、信義誠実の原則に照らして、自ら本件マンションを分譲販売する方法によって本件債権を回収するというXの利益について、契約締結上の過失における交渉の相手方に対する信頼以上の法的保護が与えられてしかるべきであり、この利益が「権利又は法律上保護される利益」に当たるとしている。

¹⁷ この点、二重譲渡における第三者による債権侵害が問題となった事案（最判昭30・5・31民集9巻6号774頁「Xは不動産のいわゆる二重売買における第二の買主であつて、しかも第一の売買の事実を知りながら（悪意で）買い受けたものに外ならないけれども、一般に不動産の二重売買における第二の買主は、たとい悪意であつても、登記をなすときは完全に所有権を取得し、第一の買主はその所有権取得をもつて第二の買主に對抗することができないものと解すべきであるから、本件建物の第二の買主で登記を経たXは、たとい悪意ではあつても、完全に右建物の所有権を取得し、第一の買主たるYはその所有権取得をもつてXおよび同人から更に所有権の移転を受けその登記を経たCに對抗することができない」）から、本件のXの地位は、二重譲渡の事案における第一譲受人に及ばないから、より小さな保護しか及ばないと評価でき、Xの利益侵害は、主観的態様が悪質でも客観的態様が単なる本件敷地の譲り受けである限り、不法行為とならず、Xの救済は否認等の規律に委ねられるとするものがある（高岡大輔「判批」民商160号4号737頁）。

ものと考えられる。このように法定意見の判断基準①②を考えると、不法行為の成立を認めなかった本判決には疑問が残る¹⁸。

(2) 損害賠償の算定方法

本件行為が第三者に対する債権侵害に該当するとした場合、損害賠償をどのように算定すべきかについては、本件行為によって本件マンションの価格の下落が著しく(令和1年11月に合計1億7281万余を下げて、分譲販売したが、原審の口頭弁論終結時(令和3年6月15日)に5戸の売り上げにとどまる)、Xが被った損害を具体的に算定することは困難であることが予想されることから、岡裁判官・堺裁判官が言及した民事訴訟法248条により算定する方法が考えられる。

4. 結びに代えて

本判決は、本件行為により債権者の期待する債権の回収方法が侵害されたことが第三者による債権侵害として不法行為となるか否か問題となり、そのような期待は、法的保護に値する利益に至っていないとして、不法行為の成立を認めなかった。第三者の債権侵害の関する最高裁判決の事例として重要である。また、3対2の僅差での判決であったことから、第三者による債権侵害を認めなかった限界事例として、実務上参考になると考えられる。

¹⁸ 本件において、Yらの本件行為により、約2年判もの間、Xは本件マンションの分譲を再開できなかった以上、それによりXが被った損害については賠償責任を認める余地はあったとするものがある(中野邦保「判批」法セミ837号111頁)。

※脱稿後、工藤祐巖「判批」リマークス70(2025〈上〉)30頁に接した。

